

令和5年度第1回原子力規制委員会政策評価懇談会（令和5年7月21日）

委員 藤田 由紀子

本日の政策評価懇談会の議事内容に関して、以下の通りコメントを申し上げます。

1. 令和4年度実施施策の事後評価等に関して

(1) 施策目標I（独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実）に関連して

原子力規制委員会発足から10年目となった令和4年度には、委員会内外の状況に大きな変化がありました。その中でも特に、原発の運転期間の規定を原子炉等規制法から電気事業法に移し、運転期間から停止期間を除外することにより60年超の運転を可能としたGX脱炭素電源法に至る審議の過程では、規制委員会の独立性・中立性・透明性を懸念する指摘が少なくありませんでした。

そうした指摘に対して「原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との面談等を原則公開する」という対応を速やかにとられたのは評価できますが、本年2月13日の規制委員会で、複数の委員から、

- ・委員会での議論の内容が次回の資料等アウトプットに反映されていない
- ・外から定められた締め切りを守るためにせかされて議論をしてきた
- ・外枠・制度論ばかりが先行し、基準の議論が不十分だった

等の「違和感」が表明されたのは、規制委員会の独立性に関わる問題として重く考えるべきだと思えました。それらについて、規制庁としての見解を伺いたいと思います。

(2) 施策目標I（独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実）の評価結果に関して

施策目標Iの目標達成度合いの測定結果がB評価となった原因として、集中型訓練生の人数が想定以下であったために研修受講者の延べ人数も目標値を下回ったと説明されています。集中型教育訓練課程については大変充実した制度を構築していると思いますが、令和4年度の訓練生の減少は単年度に限った要因によるものなのか、あるいは、今後も継続しうる構造的な要因によるものなのでしょうか。

もし、本来の業務の多忙により訓練生を出すのが困難というような構造的な要因なのであれば、組織構成や人員配置を見直すとともに、必要があれば訓練生の人数やカリキュラム等も現状に応じて調整し、持続可能な研修制度として維持していく必要があると思います。

2. 原子力規制委員会における政策評価の全体像（資料4）について

「政策評価に関する基本方針」の一部変更に伴い、現在の規制委員会の政策評価等の状況を整理されたものですが、結論としては「現状の評価活動を継続すれば良い」ということであると理解しました。

確かに政策評価は着実に実施されてきているのですが、文書（資料4）からはこれまでの評価活動の正当化が強調される一方で、現行の評価活動から課題を見出し、今後より効果的に政策評価を活用するための十分な検討が行われたことが読み取れません。政府全体の基本方針の変更に応じて規制委員会・規制庁として、今後、政策評価をどのように戦略的に活用しようとしているのか、もう少し積極的な記述がある方が望ましいと考えます。

以上